

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国
との間の条約

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約

日本国及びブラジル連邦共和国（以下「両締約国」という。）は、

刑の執行の分野における国際的な協力を一層促進することを希望し、

このような協力が司法の目的及び刑を言い渡された者の社会復帰を促進すべきであることを考慮し、

これらを促進するためには、犯罪を行った結果として自由を奪われている外国人に対し自己の属する社会においてその刑に服する機会を与えることが求められていることを考慮し、

これらの外国人をその本国に移送することによりそのような要請に最もよく応ずることができるとを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約の適用上、

(a) 「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰であつて自由の剥奪を伴

うものをいう。

- (b) 「刑を言い渡された者」とは、いずれかの締約国の領域内で刑を言い渡された者をいう。
- (c) 「判決」とは、刑を言い渡す裁判所の決定又は命令をいう。
- (d) 「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を言い渡した締約国をいう。
- (e) 「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る締約国又は移送された締約国をいう。

第二条

- 1 各締約国は、他方の締約国に対し、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従い協力のための最大限の措置をとることを約束する。
- 2 刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従い裁判国の領域から執行国の領域に移送されることができる。このため、刑を言い渡された者は、裁判国又は執行国に対し、この条約に従い移送されることについて自己の関心を表明することができる。
- 3 裁判国又は執行国のいずれの国も移送について要請することができる。

第三条

1 刑を言い渡された者については、次の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。

(a) 日本国が執行国である場合には、当該刑を言い渡された者が受刑者の国際的な移送に関する日本国の法律の適用を受ける者であること。

(b) ブラジル連邦共和国が執行国である場合には、当該刑を言い渡された者がブラジル連邦共和国憲法に規定するブラジル人であること。

(c) 判決が確定していること。

(d) 移送の要請があった時に、当該刑を言い渡された者が刑に服する期間として少なくとも一年の期間が残っていること又は刑の期間が定められていないこと。

(e) 当該刑を言い渡された者が移送に同意していること。

(f) 刑が科せられる理由となった作為又は不作為が、執行国の法令により犯罪を構成すること又は執行国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成すること。

- (g) 裁判国及び執行国が移送に同意していること。
- 2 締約国は、例外的な場合には、刑を言い渡された者が刑に服すべき期間が1(d)に規定する期間より短いときにおいても、移送に同意することができる。

第四条

- 1 裁判国は、刑を言い渡された者であつてこの条約の適用を受けることのできる全てのものに対し、この条約の内容を通知するものとし、執行国も、当該内容について通知することができる。
- 2 裁判国は、刑を言い渡された者がこの条約に基づき移送されることについて裁判国に対して関心を表明した場合には、判決が確定した後できる限り速やかに、執行国にその旨を通報する。
- 3 2の通報には、次の事項を含む。
 - (a) 刑を言い渡された者の氏名、生年月日及び出生地
 - (b) 当該刑を言い渡された者が執行国に住所を有する場合には、執行国における住所
 - (c) 刑の根拠となった事実
 - (d) 刑の性質、期間及び開始日

4 裁判国は、刑を言い渡された者がその移送について執行国に対し関心を表明した場合には、執行国の要請により3に掲げる事項を執行国に通報する。

5 裁判国又は執行国は、刑を言い渡された者に対し、1から4までの規定に従ってとった全ての措置及びいずれかの国が移送の要請について行った全ての決定を書面により通知する。

第五条

各締約国は、前条、次条、第七条及び第十四条の規定に基づく締約国間の連絡を円滑にするため、中央当局を指定する。

(a) 日本国については、中央当局は、外務省とする。

(b) ブラジル連邦共和国については、中央当局は、法務省とする。

第六条

1 移送の要請及び回答は、書面により行う。

2 要請は、要請国の法務省が要請を受ける国の法務省宛てに行う。

3 移送の要請及び回答は、前条に規定する中央当局により通報される。この3の前段の規定にかかわらず

ず、日本国については、緊急その他特別の事情がある場合には、日本国の法令に定めるところにより、法務省が移送の要請並びに第四条、この条、次条及び第十四条に規定する文書及び情報を発受することができる。

4 要請を受けた国は、要請された移送に同意するかしないかについての決定を速やかに要請国に通報する。

第七条

1 執行国は、裁判国の要請があつた場合には、裁判国に次の文書を提供する。

- (a) 刑を言い渡された者が第三条1(a)又は(b)に規定する条件を満たす者であることを示す文書又は説明書
 - (b) 裁判国において刑が科せられる理由となつた作為又は不作為が執行国の法令により犯罪を構成すること又は執行国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成することを示す関係法令の写し
- 2 裁判国は、移送の要請が行われた場合において、裁判国又は執行国が移送に同意しない旨を明示するときを除くほか、執行国に次の文書を提供する。
- (a) 判決及び判決の根拠となつた法令の写し

- (b) 既に刑に服した期間を明示する説明書（裁判の前の拘禁、刑の減免その他刑の執行に関連する事項についての情報に係るものを含む。）
- (c) 第三条1(e)に規定する移送についての同意を記載した書面
- (d) 適当な場合には、刑を言い渡された者の医療若しくは社会生活に関する報告書又は刑事施設における行状に関する報告書、裁判国における当該刑を言い渡された者の処遇に関する情報及び執行国における移送後の当該刑を言い渡された者の処遇に関する意見に関する文書
- 3 裁判国又は執行国は、移送について要請する前又は移送に同意するかしないかを決定する前に、1又は2に掲げる文書又は説明書の提供を求めることができる。

第八条

- 1 裁判国は、第三条1(e)の規定に従って移送について同意する刑を言い渡された者が任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもって、同意することを確保する。同意の付与に関する手続は、裁判国の法令により規律される。
- 2 裁判国は、執行国に対し、同意が1に定める条件に従って行われたことを領事又は執行国の指定する他

の公務員を通じて確認する機会を与える。

第九条

1 執行国の当局による刑を言い渡された者の身柄の受領は、裁判国における刑の執行を停止する効力を有する。

2 裁判国は、執行国が刑の執行を終了したと認める場合には、当該刑をもちや執行することができない。

第十条

1 執行国の権限のある当局は、直接に又は裁判所の若しくは行政上の命令に従い、裁判国の刑の執行を継続する。

2 移送後の刑の執行の継続は、執行国の法令（拘禁その他の形態の自由の剥奪に服する条件を規律するもの及び仮釈放、刑の執行の減免その他の措置による拘禁その他の形態の自由の剥奪の期間の短縮について定めるものを含む。）により規律される。

3 執行国は、裁判国において決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。

4 もつとも、執行国は、刑の性質若しくは期間が自国の法令に適合しない場合又は自国の法令が要求する

場合には、裁判所の又は行政上の命令により、裁判国において命ぜられた制裁を同一の犯罪行為について自国の法令に規定する制裁に合わせることもできる。執行国の法令に規定する制裁に合わせられた制裁は、その性質及び期間に関して、裁判国において命ぜられた制裁にできる限り合致するものとする。当該執行国の法令に規定する制裁に合わせられた制裁は、その性質又は期間について、裁判国において命ぜられた制裁より重いものであってはならない。

第十一条

裁判国のみが自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。

第十二条

裁判国のみが判決に対する再審の請求について決定する権利を有する。

第十三条

執行国は、決定又は措置であつてその結果として刑を執行することが不可能となるものについて裁判国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。

第十四条

執行国は、次の場合には、裁判国に対して刑の執行に関する情報を提供する。

- (a) 刑の執行が終了したと認める場合
- (b) 刑を言い渡された者がその刑の執行が終了する前に逃走した場合
- (c) 裁判国が特に報告を求める場合

第十五条

1 第四条2から4までの規定に従って提供する情報並びに第六条に規定する移送の要請及び回答は、それらの宛先となる締約国の言語により提供する。第七条に規定する文書及び説明書には、それらの宛先となる締約国の言語による翻訳文を当該締約国の請求に基づいて添付する。

2 この条約の適用に当たり要する費用は、専ら裁判国の領域において要する費用を除くほか、執行国が負担する。

第十六条

両締約国は、いずれか一方の締約国の求めにより、この条約の解釈及び適用について協議する。

第十七条

1 この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、その効力が生ずる日の前又は以後に言い渡された刑の執行について適用する。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して書面による通告を外交上の経路を通じて与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。終了は、当該通告の日の後百八十日目の日に効力を生ずる。

4 この条約は、終了の日の前にこの条約の規定に従って移送された者の刑の執行について引き続き適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十四年一月二十四日に東京で、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二通を作成した。本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

岸田文雄

ブラジル連邦共和国のために

アンドレ・アラニヤ・コヘーア・ド・ラーゴ